

## 学習支援と学習機会の確保を

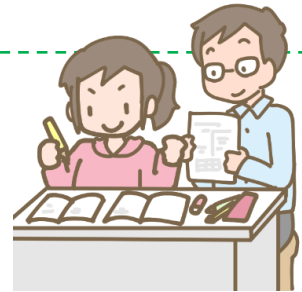
困っている児童生徒への援助の最終目的は、将来の社会的な自立です。そのために、対人関係に係る能力や集団における社会性の育成などの「社会への橋渡し」を図るとともに、学びへの意欲や学ぶ習慣を含む生涯を通じた学びの基礎となる力を育てる「学習支援」の視点が重要です。「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）の結果から、学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になるなど、学業不振が不登校のきっかけの一つとなっていることが明らかになっています。

そこで、義務教育段階では、学校での教育の実施を原則としつつ、特別な事情がある児童生徒には、児童生徒の特性に合った一人一人の学び方を尊重し、多様な教育環境を提供できるよう、教育委員会等において学習機会を保障することが求められます。

登校にあたっては、教室に入れない場合であっても、保健室、相談室や学校図書館など学校での居場所を作り、心の安定を図り、興味関心に基づく学びを行いながら、その居場所から徐々に学校生活になじませることも有効です。また、教室に入る際にも、自然な形で迎え入れられるよう配慮するなど、徐々に学級生活に順応できるよう指導上の工夫が重要です。

### 〔不登校中の学習支援〕（例）

- 家庭訪問における課題添削による学習支援
- ICT等を使った学習支援
- 適応指導教室（教育支援センター）と連携した学習支援 など



### 〔復帰傾向時の学習支援〕（例）

- 保健室、相談室や学校図書館での居場所を作り、教員や学習ボランティア等による学習支援
- 所属学級の学習進度に応じた学習支援 など

学校外の施設において相談や指導を受け、学校復帰に向けた努力を続けている不登校の児童生徒もいます。このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するために、一定の要件を満たす場合には、施設において相談や指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができます。出席扱いとするためには、不登校の児童生徒の当該施設への通所や入所が学校への復帰を前提としており、本人の自立を助けるうえで有効・適切である必要があります。そこで、次のようなことを確認しましょう。

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていますか。
- 当該施設は、適応指導教室などの公的機関ですか。ただし、本人や保護者の希望もあり指導内容等が適切であると判断される場合には、民間の相談・指導施設も考慮して構いません。その際には、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断してください。

不登校児童生徒の懸命の努力を学校が適正に評価できるようにすることが必要です。

児童生徒の学業の不振の理由については、学習習慣、学習方法、学ぶ意欲の形成に課題がある場合、基礎的な内容の理解に課題がある場合、また、生活のリズムの乱れや、教師との関係が関連している場合なども考えられます。基礎的な内容を十分に理解できないまま進級や進学をすることで、新たな知識の習得が困難となるなど、学業不振に至る実態を適切に把握し、対応する必要があります。

しかし、最も大切なことは、日常の授業が児童生徒一人一人にとって、わかりやすく、楽しい授業であることです。日々、よりよい授業の実施に努めていきましょう。

